⑶【額面金額】
⑷【発行数】
⑸【発行（売出）価額の総額】
⑹【発行（売出）価格】
⑺【資本組入額の総額】
⑻【資本組入額】
⑼【株式の内容】
⑽【配当の方法】
⑾【募集の方法】
⑿【申込証拠金】
⒀【申込期間及び申込取扱場所】
⒁【払込期日及び払込取扱場所】
⒂【引受け等の概要】
⒃【その他】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号の三様式に準じて記載すること。

⑴　代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、発行登録通知書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下この⑴において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（発行登録通知書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

⑵　発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の形態（社債、株式の別等）を記載すること。

⑶　今回の募集（売出）金額

今回発行登録により募集又は売出しを行う外国投資証券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

⑷　発行登録書の内容

ａ　「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

ｂ　「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

ｃ　「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

⑸　これまでの募集（売出）実績

ａ　発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

⒜　「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

⒝　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

⒞　「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。以下同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

ｂ　発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

⒜　「番号」欄には、ａの⒜に準じて記載すること。

⒝　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

⒞　「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

第二十五号様式

１　基本情報

⑴ファンドの名称
⑵委託会社等の情報⑵
⑶ファンドの目的・特色⑶
⑷投資リスク⑷
⑸運用実績⑸
⑹手続・手数料等⑹

２　追加的情報⑺

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　目論見書の記載に当たっては、ファンドの特色等を考慮し、投資者がファンドの内容を容易に、かつ、正確に理解できるよう、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、この目論見書に係る内国投資信託受益証券についての有価証券届出書の記載内容の一部を誇張し、又はその一部を抽出して記載するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

ｂ　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、グラフ、図表等（以下このｂ及び⑸のｂにおいて「図表等」という。）による表示をすることができる。この場合において、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示し、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

ｃ　目論見書の作成に当たっては、投資者が容易に理解することができるよう、適切な分量及び文字の大きさとしなければならない。これに加えて紙面で作成する場合には、適切な紙面の大きさとしなければならない。

ｄ　この目論見書が金融商品取引法の規定による「目論見書」であることが明白となるよう記載すること。

ｅ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

⑵　委託会社等の情報

第四号様式「記載上の注意」⒁のｂ及びｃにより記載すべき事項であって、委託会社その他の投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものについて記載すること。

⑶　ファンドの目的・特色

第四号様式「記載上の注意」⑿、⒁のａ及び⒂から⒆までにより記載すべき事項のうち、投資者がファンドの目的及び特色を容易に理解するために必要な事項を記載すること。